

タイの農薬規制にかかる概要

本資料は、ジェトロ・バンコク事務所等による調査情報をまとめたものですが、タイ政府の解釈や法令等は更新されている可能性があります。

最新情報や不明点等については、輸入者を通じる等によるタイ政府への問い合わせや、「[タイにおける日本産農林水産物・食品の輸出支援プラットフォーム相談窓口](#) (外部リンク)」にお問い合わせください。

<参考情報>

- ・[タイへ輸出\(農林水産物・食品/制度・手続きを知る\)](#) (外部リンク)
- ・[タイ輸入における青果物・畜産物の輸入検査実態調査\(2023年3月\)](#) (外部リンク)
- ・[タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック\(2021年3月発行、2024年3月更新\)](#) (外部リンク)
- ・[食品・医薬品検査課における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果物の監視施策に従ったガイドラインに関する質疑応答](#) (外部リンク)

(概要)

Q 1 実施中の農薬の規制とは具体的にどのようなものですか？

(答)

輸入される生鮮野菜及び果物に対して、

- ・ 輸入時にタイ政府が指定するサンプリング・農薬の分析を受諾 又は、
 - ・ 指定の農薬の分析結果証明書の提示
- 等を求めるものです。

Q 2 農薬の規制は、いつから運用していますか？

(答)

輸入時の農薬検査は、タイ政府が発出した以下2つの文書に基づいて、2020年8月1日から運用されていますが、類似の仕組みのもと、2020年7月以前も行われていました。

- (1) 「農業有害物質の残留があり得る野菜及び果物の監視施策に関する説明」(2020年1月24日)

[タイ語](#)(外部リンク) / [日本語仮訳](#)(外部リンク)

- (2) 「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン 2022年度版(輸入者用)」

[タイ語](#)(外部リンク) / [英語仮訳](#)(外部リンク) / [日本語仮訳](#)(外部リンク)

(参考：[当初版の日本語仮訳](#)(外部リンク))

Q 3 対象の品目は何ですか？

(答)

全種類の生鮮野菜及び果物が対象です。ただし、乾燥及び冷凍された野菜及び果物は含まれません。

Q 4 品目によって規制の内容は異なりますか？

(答)

タイ政府は、過去の残留農薬の検査結果から、残留農薬が検出されるリスクに従い、対象の品目等を「Very High Risk」「High Risk」「Low Risk」の3つのグループに分けています。規制の内容は、最もリスクが高い「Very High Risk」グループが最も厳格に運用され、それ以下のグループは程度を落として運用されるとされています。なお、それぞれのグループに含まれる品目等は、[タイ政府が](#)

[公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) (Very High Risk List や High Risk 等) をご参照ください。

(1) Very High Risk

[タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) で「Very High Risk List」に掲載されている特定の事業者の生鮮野菜及び果物

(2) High Risk

[タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) で「High Risk」に掲載されている生鮮野菜及び果物

(参考：令和3年10月1日～)

野菜：スナップエンドウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、ホウレンソウ

果実：さくらんぼ、ザクロ、ライチ

(3) Low Risk

「Very High Risk」「High Risk」以外の生鮮野菜及び果物

Q 5 規制の内容は具体的にどのようなものですか？

(答)

「Very High Risk」「High Risk」「Low Risk」の3グループごとに、規制の内容が異なります。

- (1) まず、「Very High Risk」に分類されている特定事業者の生鮮野菜及び果物に該当するか確認されます。(製造者名と輸出者名が一致しない場合は、主として製造者名を用いられます。製品名が食品名と一致しない場合(食品名がタイ語表記で、製品名が英語表記でリスト中に記載されている場合)は、主として製品名を用います。)
- (2) 「Very High Risk」に該当する場合は、タイ政府によるサンプル採取が行われ、輸入者に商品の一部が渡されます。輸入者は、費用を負担し、タイ政府指定の分析機関等で分析を行う必要があります。なお、タイ政府によるサンプル採取やタイでの分析を希望しない場合、原産地国で分析を行った分析結果証明書(Certificate of Analysis (COA))をタイ政府に提示して審査を受け、通関手続きを行い、商品流通をさせることができます。
- (3) 「Very High Risk」に該当しタイで分析を行う場合、分析結果が判明するまで商品は留置され、分析結果に応じて輸入の可否が判断されます。(ただし、分析結果を待つことが出来ないと考えられる場合、商品留置

- (4) 「Very High Risk」に該当しない場合は、「High Risk」に該当する生鮮野菜及び果物であるか確認されます。
- (5) 「High Risk」に該当する場合は、タイ政府によるサンプル採取及び分析機関の分析が行われますが、「Very High Risk」とは異なり、商品は留置されず、分析機関送付用のサンプル採取が終われば、分析結果を待たずに通関手続きへ進むことが可能です。なお、タイ政府によるサンプル採取やタイでの分析を希望しない場合、原産地国で分析を行った分析結果証明書（Certificate of Analysis (COA)）をタイ政府に提示して審査を受け、通関手続きを行い、商品流通をさせることができます。
- (6) 「Very High Risk」及び「High Risk」に該当しない場合は、「Low Risk」に該当し、タイ政府によるサンプル採取が行われ、簡易検査キットで分析されます。なお、タイ政府によると、タイ政府が指定する物質^{*}について原産地国で分析を行った分析結果証明書（Certificate of Analysis (COA)）をタイ政府に提示する場合は、簡易検査キットによる分析が免除され、タイ政府による審査を受けた後、通関することが可能です。
- (7) 「Low Risk」に該当する場合、「High Risk」同様に商品の留置はされず、簡易検査用のサンプル採取が終われば、分析結果を待たずに通関手続きへ進むことが可能です。なお、簡易検査の結果によっては、分析機関の分析も行われます。

下記 1. から 4. は、令和 6 年 12 月にジェトロ・バンコク事務所が、タイ政府から得た情報です。
最新情報は輸入者を通じる等により、タイ政府にご確認ください。

①保健省医科学局のHP(<http://bqsfdm.sc.moph.go.th/bqsWeb/>)
↓
②右側の検索枠Searchの下にあるค้นหาบริการการตรวจวินิจฉัย
- ค้นหาบริการการตรวจวินิจฉัย
(分析検査科)をクリック
↓
③ค้นหา ตามประเภทของการทดสอบ
(検査項目の種類から検索)をクリック
↓
④10. การทดสอบสารเคมีเบื้องต้นกับสัตว์มีพิษ (รายการที่ 159-168)
(10.農薬の検査 (159-168番))をクリック
↓
⑤162 การทดสอบสารเคมีเบื้องต้น กับสัตว์มีพิษ สารเคมีเบื้องต้นกับพืช
ศัตรูพืชครั้งที่ 132 ชนิด ตามเอกสารแนบ 1
(162 農薬の検査 農薬132種類 添付書類1)をクリックすると132成分のリストが出てきます。

3. Glyphosate の 1 成分

4

(抽出検査関係)

Q 6 グループごとに検査の内容は異なりますか？

(答)

「Very High Risk」グループ (分析機関による分析、留置有、COA 可)

- ・タイ政府指定の分析機関による分析結果の判明まで、商品が留置されます。分析対象物質は、(COA を提示する場合の分析対象を含め) [タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) の「Very High Risk List」に掲載されている物質です。(但し、分析結果を待つことが出来ない場合は、条件付き (宣誓書の作成) で、通関手続きに進むことができます。)
- ・3 回連続で検査に合格した場合、Very High Risk グループから除外され、「High Risk」又は「Low Risk」に分類されます。

(注) 輸出青果物が Very High Risk と High Risk の両方に当てはまる場合は、Very High Risk に該当することになり、COA を提示する際に分析が必要な物質は、[タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) の「Very High Risk List」に掲載されている物質であるとされています。

「High Risk」グループ (分析機関による分析、留置無、COA 可)

- ・*タイ政府が指定する物質について、分析機関による分析を受けますが、分析機関の分析結果を待たず、通関に進むことができます。
- ・COA を提示する場合、[タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) の「High Risk」に掲載されている生鮮野菜及び果物ごとに指定された物質の分析が必要です。

「Low Risk」グループ (簡易検査キットによる分析、留置無、COA 可)

- ・簡易検査キット (GT-Pesticide test kit 及び GP0-TM/2 kit) による分析が行われますが、その分析結果を待たず、通関手続きに進むことができます。なお、簡易検査キットによる分析結果によっては、分析機関による分析も行われます。
- ・タイ政府によると、*タイ政府が指定する物質の COA を提示すれば、簡易検査キットによる分析は免除され、通関手続きを進めることが可能です。

Q 7 「Very High Risk List」はどのように更新されますか？

(答)

タイの残留基準値を超えた商品が確認され、タイ政府が法的手続きを執る場合、当該特定事業者の生鮮野菜及び果物は、[タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) の「Very High Risk List」に追加されることになります。

タイ政府は、「Very High Risk List」について、少なくとも各月の1日及び16日に更新する予定としています。ただし、上記の期間以外においても、輸入者にとって有益なデータの変更がある場合は、直ちに更新される可能性があるため、常に最新情報をご確認下さい。

また、タイ政府は、「Very High Risk List」の適用について、Bill of ladingなどの輸入書類を基に、商品が原産国から移動した日に基づいて審査すると説明しています。

Q 8 「High Risk」の生鮮野菜及び果物等はどのように更新されますか？

(答)

タイ政府は、過去のサンプリングで有害な残留農薬が検出され、その割合がサンプル数の20%超であって、その上位5位となった生鮮野菜及び果物について、[タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) で「High Risk」とし、COAを提示する場合に分析を必要とする物質と共に掲載しています。

「High Risk」の生鮮野菜及び果物等の見直しについては、会計年度毎(10月～翌年9月)を予定しているとのことです。

Q 9 検査の費用はかかりますか？

(答)

「High Risk」「Low Risk」グループの検査費用は、タイ政府が負担します。なお、「Very High Risk」グループの検査費用については、事業者の負担です。ただし、タイ政府にCOAを提示する場合、事業者の負担になります。

Q10 検査の頻度はどのくらいですか？

(答)

「Very High Risk」と「High Risk」グループの検査は、必ず行われます。「Low Risk」グループの検査頻度は、輸入する港湾・空港、輸入量によって異なり、かつランダムに実施されます。

Q11 検査でサンプリングされる量はどのくらいですか？

(答)

タイ政府によると、「Very High Risk」と「High Risk」グループの場合は1サンプルにつき約1kgとしています。「Low Risk」グループの商品の場合は、1サンプルにつき約1kgを2セット採取し、2セットのうち1セットを簡易検査し、もう1セットは簡易検査で有害物質が安全レベルを超えて残留していた場合、
*タイ政府が指定する物質について、分析機関における分析に使用するとしてい

ます。

なお、商品が少量の場合、タイ政府はサンプリング量を約 300～500g とすることについて検討可能との情報もありますが、詳細は輸入者を通じる等により、タイ政府にご確認ください。

Q12 検査では何を見られるのですか？

(答)

Q 6 のとおり、「Very High Risk」グループに該当する商品は過去に基準値を超過した物質（[タイ政府が公開しているウェブサイト](#) (外部リンク) の「Very High Risk List」に掲載されている物質）について、「High Risk」グループに該当する商品は*タイ政府が指定する物質について、タイにおける残留基準値に適合しているか検査されます。

「Low Risk」グループに該当する商品は、有機塩素系、有機リン系、ピレスロイド系、カーバメイト系農薬を簡易検査キットにより検査されます。簡易検査の結果によっては、*タイ政府が指定する物質についての分析も行われます。

Q13 タイと日本の残留農薬の基準値はどのように異なるのですか？

(答)

タイ政府は農薬残留基準値等について、下記のとおり、タイ保健省告示 387 号から 449 号で示しています。

タイを含む海外の農薬の残留基準値と日本の残留基準値の違いについては、[農林水産省のホームページ](#)で品目ごとに一覧にして掲載しております。

(参考) 保健省告示

当初告示 (387 号) : [タイ語](#) (外部リンク) / [英語仮訳](#) (外部リンク) / [日本語仮訳](#) (外部リンク)

改正告示 (393 号) : [タイ語](#) (外部リンク) / [英語仮訳](#) (外部リンク)

改正告示 (419 号) : [タイ語](#) (外部リンク) / [英語仮訳](#) (外部リンク) / [日本語仮訳](#) (外部リンク)

改正告示 (449 号) : [タイ語](#) (外部リンク) / [英語仮訳](#) (外部リンク) / [日本語仮訳](#) (外部リンク)

(令和 6 年 5 月 20 日時点の最新)

上記告示の合併版 : [タイ語のみ](#) (外部リンク) ([タイ政府 HP](#) (外部リンク) に掲載)

Q14 検査の結果が出るまでどれくらい時間がかかりますか？

(答)

一概にはお伝え出来ませんが、「Very High Risk」に該当する商品の場合は、分析結果が判明するまで数日程度要するという情報提供がありました。

(分析結果証明書 (COA) 関係)

Q15 どの単位で分析結果証明書が必要ですか？また、どのようなところを見られますか？

(答)

同一園地、同一品目、同一シーズンの場合、同様に農薬散布がなされているとの考え方により、同一の COA の使用が可能です。

ただし、COA に掲載されている品目、シーズンと輸入商品の同一性について証明する必要があります。COA に分析される野菜又は果物の種類が記載されており、かつサンプル採取場所 (Packing House) 名が記されていることが望ましいとのこと。

また、COA には、分析した物質の項目及び分析結果が記され、また当該物質の分析で検出できる限界値 (Limit of Detection; LOD) が記載されている必要があります。

Q16 分析機関の指定はありますか？

(答)

タイ政府が認める分析結果証明書 (COA) を発行できる機関は、以下いずれかとされています。

- ・原産地国の政府機関から委託または認証を受けた分析機関

(例： [食品衛生法に基づき厚生労働大臣に登録している検査機関](#) [\(外部リンク\)](#) (残留農薬検査の実施機関))

- ・ISO/IEC 17025 基準に従った分析機関能力認定を受けている民間機関 (残留農薬検査につき認定したものである必要)

タイ向け輸出青果物の残留農薬検査 (COA 発行) への対応可否、費用及び検査日数など詳細については、各検査機関に個別にお問い合わせください。

また、当該 COA がタイへの輸入に使用できるか否かについては、必要に応じて、輸入者を通じる等により、事前にタイ政府にご確認ください。

Q17 どの成分を分析すれば良いですか？ 分析方法に定めはありますか？

(答)

分析対象の農薬は [Q 6](#) のとおりですが、タイ政府は、「High Risk」の品目について、下記の物質は我が国で農薬登録されていない又は対象の品目に適用がない農薬であるため検出されることがないという前提で、日本から輸出する際の分析対象から外してもよいとの回答を得ています。

なお、分析は、[タイ保健省告示](#)の付表 5 に記載されている方法により分析を行う必要があると考えられます。

【日本からの輸出の際の分析結果証明書で分析が免除される物質】

品 目	日本からの分析結果証明書において分析対象外の物質
セロリ	カルボフラン、クロルピリホス、シペルメトリン、デルタメトリン、イソプロカルブ、λ-シハロトリン、マラチオン、メチオカルブ、ピコキシストロビン、プロフェノホス、ピリメタニル、トリアジメホン、トリアゾホス
カイラン	ビフェントリン、メチオカルブ、メソミル、ペルメトリン、ピリメタニル
スナップエンドウ	ビフェントリン、クロロタロニル、クロルピリホス、シペルメトリン、ホスチアゼート、イソプロカルブ、メタミドホス、オメトエート、ピリメタニル
ハウレンソウ	ビフェントリン、カルボフラン、クロルピリホス、ジクロルボス、λ-シハロトリン、ピリメタニル
コリアンダー	ビフェントリン、カルバリル、クロルピリホス、シペルメトリン、フェンバレレート、ホスチアゼート、λ-シハロトリン、メトラクロール、ホレート、プロフェノホス、ピリメタニル、トリアジメホン
さくらんぼ	アセフェート、λ-シハロトリン、メチオカルブ、ホサロン、ホスメット、トリアゾホス
ザクロ	クロルピリホス、シペルメトリン、メチオカルブ、プロパルギット
ライチ	ブプロフェジン、メタラキシル、オメトエート、チアベンダゾール

Q18 分析結果証明書と輸入商品の同一性について証明する必要があるとのことですが、どのような方法で証明すれば良いですか？

(答)

証明方法については、特定の方法に限られないとのこと。

例えば、以下①及び②を両方実施する方法によって、同一性を証明することが可能との考えがタイ政府から示されています。

- ① COA に野菜・果物の名前や、園地の名前・住所、商品の生産バッチ (batch) などを記載する
- ② 選別施設や輸出者等によるレターを用意する、又は、ラベルやインボイスに園地の名前・住所を入れる 等

Q19 分析結果証明書は、原本の提示が必要ですか？

(答)

COA の原本の提示が困難な場合は、COA 発行機関、輸入者の法人を代表する署名権者、又は輸入者の事業運営者により原本証明（原本と相違ない複写である旨の証明）がなされた COA のコピーであれば、容認されます。なお、必要なのは、上記の者のいずれか 1 者による原本証明です。また、輸入者の事業運営者については、具体的にこういった者まで認められるか疑義が生じた場合は、輸入者からタイ政府に確認いただきますようお願いいたします。

Q20 分析結果証明書は、日本語でも良いですか？

(答)

タイ語又は英語である必要があります。タイ政府が許容する翻訳の方法については、食品医薬品局通知（2001 年）「食品輸入のための製造施設の証明書」（[英語仮訳](#)）をご参照下さい。翻訳文書の提出の際は、在日タイ大使館、在タイ日本大使館、政府機関、または、国際基準に則った資格を有する民間会社による内容証明が求められます。必要なのは、これらのいずれか 1 機関による証明です。

なお、「国際基準に則った資格を有する民間会社」は、分析機関ではなく、翻訳関係の民間会社を指しています。

(ラベル関係)

Q21 ラベルを貼り付ける等の対応が必要ですか？

(答)

タイ政府は[ガイドライン](#)において、本施策の実施は、「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規格（保健省告示第 386 号）」（[タイ語](#)^(外部リンク) / [日本語仮訳](#)^(外部リンク)）に沿ったものとしています。

「選果梱包施設の名称」「選果梱包施設の所在地」「生産国」「商品名」等をラベルに記載することが求められており、具体的には、下記のような事例は認められるとされていますが、下記事例以外においても認められる可能性があります。

(例 1) 植物検疫上のラベル（既存のラベル）に追記するパターン

Produce of Japan	
Name of exporting company	ABC Co Ltd
Name of Fruit	<i>Apples</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX, YYY, Tokyo, 456-7890</i>

Packinghouse code (PHC)	X-001
Production unit code (PUC)	W-555
EXPORT TO THAILAND	

※ 植物検疫上要求されているラベルに、植物検疫上記載が求められている事項に加え、選果梱包施設の住所等の情報を追記しても、輸出検査時に問題になることはありません。

(例2) 植物検疫上でラベルが求められている品目以外の場合

Name of Vegetables	<i>Spinach</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX, YYY, Tokyo, 456-7890</i>
Country of origin	Japan
Reference Number	123456789

(その他)

Q22 簡易検査キットは国内でも入手可能ですか？

(答)

「Low Risk」に該当する品目については、「GT-Pesticide test kit」「GPO-TM/2kit」という簡易検査キットにより検査が行われているとのことですが、これらの検査キットは、国内の理化学機器を扱う商社等を通して、購入することが可能かと考えられます。

(以上)